

1 5 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 施設使用料については、施設規模等により調整する。その他の使用料は可能な限り統一に努める。
- (2) 手数料は合併時に統一する。

1 6 公共的団体等の取扱い

1 6 - 1 テレワークセンターの取扱い

- (1) テレワークセンター業務については現行どおりとする。
- (2) テレマーケティング業務については合併後にシステムを統一する。
- (3) ホームページについては合併後に統一する。

1 6 - 2 第3セクターの取扱い

第3セクターの取扱いについては現行どおりとし、合併後に統合について検討する。

1 6 - 3 その他公共的団体の取扱い

公共的団体については、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合したほうが良い団体については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。
- (2) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言等をもとに、統合について協議していくものとする。
- (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- (4) 各町村独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

1 7 補助金・交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等を配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図り次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の団体に対する補助金、交付金等は、団体の理解と協力を得て統合等の調整を行う。
- (2) 3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の事業に対する補助金、交付金等は、制度の統一化に向けて調整を行う。
- (3) 町村独自で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等は、制度の経緯、実情を踏まえ新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を行う。